

各法令による動植物の規制について（目的別）

目的（保全対象）	輸出入規制	販売・流通規制	防除	
希少野生動植物 生物多様性 遺伝子組換え生物 哺乳類・鳥類	種 _の 保存法		特定外来生物被害防止法 （外来生物対策として不十分な点をカバー）	
	遺伝子組換え生物法			
	鳥獣保護法 （有害鳥獣による被害の防止）			
感染症対策 人の健康 狂犬病対策	感染症法		（感染症のまん延防止）	
	狂犬病予防法		（狂犬病のまん延防止）	
有用植物 家畜 農林水産業 水産動植物 森林資源	植物防疫法	（移動の禁止・制限）	（有害動植物のまん延防止）	
	家畜伝染病予防法	（移動の禁止・制限）	（家畜伝染病のまん延防止）	
	水産資源保護法	（移動の禁止・制限）		
	林業種苗法 （林業種苗）	（配布事業者の届出等） （政令指定樹種）	持続的養殖生産確保法 （移動の禁止） （魚病のまん延防止）	
		森林病虫害等防除法 （移動の禁止）	（森林病虫害等による被害の防止）	
その他 飼養動物		動物愛護法 （動物取扱業届出等） （哺乳綱・鳥綱・爬虫綱）		

（中央環境審議会移入種対策小委員会資料に加筆）